

一般社団法人長崎県サッカー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長崎県サッカー協会といい、外国に対しては、The Football Association of Nagasaki Prefecture(略称NFA)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

(2) この法人は、郡市協会に支部をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、長崎県のサッカー界を統括し代表する団体として、サッカー競技の普及・発展を図り、もって長崎県におけるスポーツ文化の向上と県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 長崎県のサッカー界を代表する唯一の団体として公益財団法人日本サッカー協会及び九州サッカー協会並びに公益財団法人長崎県体育協会に加盟して事業に協力すること。
- (2) サッカー競技の普及発展に関すること。
- (3) サッカー競技会の開催及び運営に関すること。
- (4) サッカー技術の研究及び指導に関すること。
- (5) サッカー競技者、監督及びチームについての資格審査並びに公益財団法人日本サッカー協会への登録に関すること。
- (6) 審判員の養成及び登録並びに審判技術の普及及び研究に関すること。
- (7) 指導者の養成及びサッカー競技者の育成強化に関すること。
- (8) 地域社会におけるサッカーグループの育成強化に関すること。
- (9) 長崎県を代表するチームの役員及び選手の選定に関すること。
- (10) サッカーを通じての国際交流に関すること。
- (11) サッカー競技における医科学知識の普及及び向上に関すること。
- (12) サッカー競技に関する公式記録の作成及び保存に関すること。
- (13) サッカーに関する功労者及び優良団体の表彰に関すること。
- (14) サッカー施設の管理運営及び整備拡充に関すること。
- (15) サッカーに関する広報及び整備拡充に関すること。
- (16) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体並びに第48条に規定する都市協会及び第49条に規定する専門委員会の推薦を受けた者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者又は学識経験者で総会の議決を経て推薦された者
- (4) 登録会員 第48条に規定する都市協会及びこの法人を通じて、公益財団法人日本サッカー協会並びに九州サッカー協会に登録したチーム

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、第7条に規定する入会金及び会費を添えて会長が別に定める入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。
- 3 登録会員として入会しようとするものは、都市サッカー協会及びこの法人を通じて、公益財団法人日本サッカー協会が定める登録システムによる所定の手続き(以下「Web 登録」という。)を行ったときに入会したものとみなす。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 5,000円
- (2) 賛助会員 10,000円

2 この法人の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 年額 5,000円
- (2) 賛助会員 年額 10,000円

3 正会員は、1人につき1個の議決権を有する。

4 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

5 登録会員は、理事会及び総会の議決を経て、会長が別に定める登録料及び公益財団法人日本サッカー協会が定める登録料を納めるものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見、保佐、補助開始の審判又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 会費を2年以上納入しないとき。
- (5) 除名されたとき。

(6) 登録会員が継続して Web 登録をしなかったとき。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して会長が別に定める退会届を提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員現在数の3分の2以上の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、当該総会の日から7日前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の会員として定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員)

第12条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 30名以上40名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とし、3名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人は、役員的一般法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して、免除することができる。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会で正会員(団体にあつてはその代表者)の中から選任し、会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

3 理事のうちには、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)がそれぞれ理事現在数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事には、この法人の理事の親族が含まれてはならない。

5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐して業務を総理する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 常務理事は、専務理事を補佐する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属するもの以外の事項を議決し、執行する。

6 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第15条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の職務の執行を監査し、法定で定めるところにより監査報告書を作成すること。

(2)この法人の業務及び財産の状況を調査すること。

(3)理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第16条 この法人の役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその権利義務を負う。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、正会員現在数の3分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合、総会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、総会の議決により別に定める役員報酬等並びに費用に関する

規定による。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に所要の職員を置き、会長が任免する。ただし、事務局長に関しては理事会の決議を経て、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

4 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第20条 この法人に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき、総会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び参与の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 名誉会長は、会長経験者とし、この法人の運営に関し助言することができる。

5 顧問は、副会長、専務理事又は常務理事経験者とし、会長及び理事会の諮問に応じる。

6 参与は、理事又は監事経験者とし、理事会の諮問に応じる。

第6章 総会

(構成)

第21条 総会は、第5条第1項に規定する正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。

(権能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第23条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、事業年度終了後3カ月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 正会員現在数の5分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、開催日の7日前(書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができ

ることとする場合は2週間前)までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、総正会員の議決権の過半数の者を有する正会員が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、又は他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(議決)

第27条 総会の議事は、法令又はこの定款に別に定めがある場合を除き、出席正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は代理権を証明する書面を法人に提出しなければならない。
- 3 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定めるときまでに当該記載をした議決権行使書面を法人に提出しなければならない。
- 4 電磁的方法により議決権の行使は、法令で定めるところにより、総会の承諾を得て、法令上で定めるときまでに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該法人に提出しなければならない。
- 5 正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 6 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。
- 7 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 理事から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4号の規定により、監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、開催日の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長とする。

(定足数)

第34条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の過半数以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第35条 理事会の議事は、この定款に別に定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第38条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 寄付金品であって、寄付者の指定があるものは、その指示に従う。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、定期預金とする等、安全確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第40条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会において理事現在数及び正会員現在数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(経費の支弁)

第41条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において出席理事の3分の2以上の承認を得なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、当該予算が成立するまでの間に限り、前事業年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

2 前項の規定による収入及び支出は、その事業年度の予算が成立したときは、これに基づくものとみな

す。

(事業報告及び収支決算)

第44条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、事業年度終了の3カ月以内に理事会及び総会において出席理事及び出席正会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第45条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会において出席理事及び出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第46条 第40条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会において出席理事及び出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 郡市協会及び専門委員会

(郡市協会)

第48条 この法人は、第4条の事業遂行のために、郡市協会を加盟団体とすることができる。

2 前条の規定により加盟団体となった郡市協会は、毎年度ごとに事業計画書、収支予算書、役員名簿などの書類を提出しなければならない。

3 この法人は、郡市協会に対し、必要に応じて補助金の支給及び分担金の徴収を行うことができるものとする。

4 加盟団体に関する必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(専門委員会)

第49条 この法人の第4条の事業遂行のために必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 前項の規定による専門委員会の組織及び運営に関する規定は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において、正会員現在数の4分の3以上の議決を経て、変更することができる。

(解散)

第51条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第53条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第12章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第55条 この法人の事務所に、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第6号までの書類は永年保存、第7号の書類及び帳簿は10年以上、第8号から第10号の書類及び帳簿は3年以上保存しなければならない。

(細則)

第56条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、小嶺忠敏とし、専務理事は小川勇二とする。